

広島市環境影響評価条例施行規則の改正について

1 背景

- 大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などが生じる事例があったことから、令和元年7月、環境影響評価法の対象事業に太陽電池発電所が追加された（令和2年4月1日施行）。
- 令和2年10月、広島県環境影響評価条例においても、太陽電池発電所が対象事業に追加された（令和3年4月1日施行）。
- 本市環境影響評価条例では、これまで、太陽電池発電所の新設等を「工場又は事業場の新設又は増設の事業」として取り扱ってきたが、全国的にも環境影響が懸念される事案が発生しており、環境へのより細やかな配慮が求められること、また、事業者にとってより分かりやすい要件とすることが望ましいことから、太陽電池発電所の設置等に係る要件を見直し、令和3年3月に規則改正を行った（令和3年10月施行予定）。

○ 法及び県条例における太陽電池発電所の位置付けと規模要件

区分	対象事業の種類	規模要件
環境影響評価法	太陽電池発電所の設置又は変更の工事業	第一種事業：出力4万kW以上 （面積100ha相当） 第二種事業：出力3万kW以上4万kW未満 （面積75ha相当）
広島県環境影響評価条例	事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事業	開発面積（施行区域の面積）50ha以上

2 広島市環境影響評価条例施行規則改正の考え方

(1) 事業の位置付け

太陽光発電事業に特化した要件を設定するため、これまでの「工場又は事業場の新設又は増設の事業」としての取扱いを見直し、「電気工作物の設置又は変更の工事業」として、「太陽電池発電所」の項目を新設した。

○ 市条例の対象事業一覧

1	道路の新設又は改築の事業	
2	ダムの新築、堰の新築又は改築その他河川工事業	
3	鉄道又は軌道の建設又は改良の事業	
4	空港その他の飛行場又はその施設の設置又は変更の事業	
5	電気工作物の設置又は変更の工事業	水力発電所
		火力発電所
		風力発電所
		太陽電池発電所【新設】
6	廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の事業	
7	公有水面の埋立て又は干拓の事業	
8	土地区画整理事業	
9	住宅団地の造成事業	
10	工業団地の造成事業	
11	流通業務団地の造成事業	
12	スポーツ、レクリエーション施設等の新設又は増設の事業	
13	下水道の終末処理場の設置又は増設の事業	
14	工場又は事業場の新設又は増設の事業【これまでの位置付け】	
15	土石等の採取の事業	
16	大規模建築物の新築の事業	
17	墓地又は墓園の新設の事業	
18	複合用地の造成事業	

(2) 対象となる事業の要件

対象となる事業の要件は、次表のとおりとした。

改正後（電気工作物の設置又は変更の工事業）		改正前（工場又は事業場の新設又は増設の事業）
区分	要件	要件
太陽電池 発電所	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 施行区域の面積が10ヘクタール以上である設置の工事業 (2) 施行区域の面積が10ヘクタール以上である変更の工事業であって、発電設備の新設を伴うもの	製造業等に係る工場又は事業場の新設又は増設の事業であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 新設の事業であって、形状変更区域の面積が10ヘクタール以上であるもの (2) 増設の事業であって、増設の部分に係る形状変更区域の面積が10ヘクタール以上であるもの (以下略)

【考え方】

指 標	太陽光発電事業では、工事に伴う粉じんや濁水、動植物や生態系への影響、存在や供用に伴う騒音や反射光など、主に面的な開発による環境影響が大きいことから、面積要件を指標とした。
対象区域	<p>次の理由により、対象区域を施行区域とした。</p> <p>① 環境影響の範囲 事業の実施に必要な区域全てを対象とすることにより、工事時及び供用後に問題となる環境影響を広く捉えることができるため。</p> <p>② 県条例との整合性 県条例においても、太陽光パネルのほか、事業に必要な施設を含む施行区域を対象としており、県条例と整合を図ることにより、市域をまたがる事業への対応が円滑となるため。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【施行区域とは】 事業の実施のために必要となる区域であり、具体的には次の①及び②の区域が想定される。</p> <p>① 太陽電池発電所の用に供するための区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気設備(発電機、変圧器、遮断器、電力貯蔵装置、PCS等)を設置する区域</li> <li>・ 原動力設備(太陽電池)を設置する区域</li> <li>・ 附帯設備(太陽光パネルの架台、ケーブル等)を設置する区域</li> </ul> <p>② その他事業の実施に必要なとされる区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発に伴い必要となる設備等(調整池、取付道路等)を設置する区域</li> <li>・ 維持管理のため必要となる設備等(現場事務所、駐車場、管理用道路等)を設置する区域</li> <li>・ その他必要となる区域(残置森林等)</li> </ul> </div>
対象規模	これまで「工場又は事業場の新設又は増設の事業」として10ha以上のものを対象としてきた経緯があることを踏まえ、対象規模を10ha以上とした。